

オストケア訪問介護しろいし 運営規程
(指定訪問介護事業所・第1号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社オストジャパングループが開設するオストケア訪問介護しろいし(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

また、事業所の訪問介護員等は、要支援の利用者に対し、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 オストケア訪問介護しろいし
- 二 所在地 札幌市白石区平和通1丁目南2番3号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤・サービス提供責任者・訪問介護員・定期巡回随時対応型訪問介護看護管理者兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者

4名(常勤・サービス提供責任者・訪問介護員・定期巡回随時対応型訪問介護看護管理者兼務1名、常勤・訪問介護員・定期巡回随時対応型訪問介護看護職員兼務3名)

サービス提供責任者は、事業所の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成等を行う。

- 三 訪問介護員等 22名以上（常勤・管理者・サービス提供責任者・訪問介護員・定期巡回随時対応型訪問介護看護管理者兼務1名、常勤・サービス提供責任者・定期巡回随時対応型訪問介護看護介護員兼務3名、非常勤・定期巡回随時対応型訪問介護看護介護員・住宅職員兼務 18名以上）

訪問介護員等は、訪問介護及び第1号訪問事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日（12月30日から1月3日までを除く）
- 二 営業時間：午前8時45分から午後5時45分
- 三 サービス提供時間：午前8時00分から午後8時00分まで

（訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号訪問事業は札幌市の定める基準とする。当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者に交付される介護保険負担割合証の額とする。

- 一 身体介護（清潔援助、排泄援助、食事介助、移動援助、その他）
 - 二 生活支援（環境整備、料理、洗濯、掃除、その他）
- 2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者に交付される介護保険負担割合証の額とする。
- 一 第1号訪問事業（Ⅰ）…1週に1回程度
 - 二 第1号訪問事業（Ⅱ）…1週に2回程度
 - 三 第1号訪問事業（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合
- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受け取るものとする。
- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護及び第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
・・・20円／1km毎（通常の事業の実施地域を越えた地点から算出）
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区、厚別区、豊平区、東区とする。

(衛生管理及び感染症予防等)

第8条 訪問介護員等が訪問する際、安全にサービスを提供するために、清潔の保持及び健康状態の管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護または第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、サービス提供にあたり利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備
- 三 その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

(身体的拘束等の適正化の推進に関する事項)

第11条 事業所は、サービス提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

一 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

二 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービス提供を継続的に実施する事を目的として、早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定する。そのため、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 二 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント防止に関する事項）

第13条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境

が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。

一 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な

範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (4) 従業員の就業環境が害される時間的拘束行為

二 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。

三 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。

四 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、及び利用契約の解約等の措置を講ずる。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用時1カ月以内

二 継続研修 年4回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後でもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オストジャパン

グループと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29年 10月 1日から施行する。

改定 平成30年4月1日

改定 平成31年4月1日

改定 令和元年7月31日

改定 令和2年7月1日

改定 令和2年9月7日

改定 令和3年2月1日

改定 令和3年4月1日

改定 令和5年2月1日

改定 令和5年5月1日

改定 令和5年8月1日

改定 令和5年11月1日

改定 令和5年12月1日

改定 令和6年4月1日